

一般財団法人 Ruby アソシエーション

理事長に事故あるときの会議招集理事順位について

定款第18条第2項に基づき、理事長が招集すると定める会議について、理事長に事故あるときの会議招集理事順位について下記のとおりとする。

- ・会議招集理事順位
 - 順序1 副理事長
 - 順序2 理事

- ・この定めが適用される会議
 - 1 定款に定めのあるもの
 - (1) 評議員会の招集
 - 2 各規程等に定めのあるもの
 - (1) 評議員選定委員会

なお、当財団が、定款及び各規程等の変更及び修正又は各規程等を新設し、その条文において、理事長に事故があるときには、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集すると規定した場合は、原則として上記の順序を同様に適用するものとする。

平成23年7月27日理事会議決